

健臓発0218第4号
平成23年2月18日

社団法人 日本透析医学会 理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長



「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則の一部改正について

平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）の運用に当たっては、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について」（平成22年6月25日付け健臓発第0625第1号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知。以下「細則」という。）を定めているところです。

今般、日本脳神経外科学会の専門医訓練施設の施設類型が変更されたこととなつたことを踏まえ、細則の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から施行することとしましたので、貴会員等に対する周知についてご配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後の細則及び細則を付記したガイドラインの全文を添付いたしますので、ご活用願います。